

(別紙)

女性活躍推進法ならびに次世代法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

2. 女性活躍推進法上の課題

- ・管理職候補となる女性社員の定着、女性全体のキャリアアップを図る施策が必要。

3. 女性活躍推進法上の取組

- ・職場と家庭両方において男女が共に貢献できる職場風土醸成＋キャリア形成のための継続的な啓蒙（研修）を実施する。

4. 次世代法上の課題

- ・制度の利用率が低い。

5. 次世代法上の取組

- ・育児・介護休業の制度内容の周知方法・周知内容（自社制度以外の自治体の支援制度等含む）を再考し、情報提供する。
- ・令和4年4月1日～令和6年3月31日までの男性の育児休業取得率を10%以上または育児休業等を取得した者および育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合を合わせて20%以上とする。

6. 女性活躍推進法、次世代法共通の課題

- ・時間外労働の状況に個人差がある。

7. 女性活躍推進法、次世代法共通の取組

- ・個人別月平均の法定時間外労働を60時間未満とする。